

# 三田市オンブズパーソン

令和5年度

## 活動状況報告書

[令和5年4月1日～令和6年3月31日]

三田市オンブズパーソン

三田市経営管理部行政管理室総務課

## 目 次

1	はじめに	1
2	三田市オンブズパーソン	2
3	オンブズパーソン制度の運用状況	
(1)	オンブズパーソン制度についての問合せ	2
(2)	オンブズパーソンへの意見等の申立て	2
(3)	オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧	4
(4)	オンブズパーソンの事故の発意に基づく調査	4
4	処理事例	
(1)	令和5年度申立て第1号調査結果（申立ての趣旨に一部沿ったもの）	4
(2)	令和5年度申立て第2号調査結果（申立の趣旨に沿えなかったもの）	
(3)	令和5年度申立て第3号調査結果（申立の趣旨に一部沿ったもの）	
(4)	令和5年度申立て第4号調査結果	
(5)	令和5年度申立て第5号調査結果	
5	例規等	
(1)	三田市オンブズパーソン条例	10
(2)	三田市オンブズパーソン条例施行規則	15

## 1 はじめに

本市では、平成25年12月24日に「三田市オンブズパーソン条例」を制定し、平成26年4月1日から施行しています。オンブズパーソン制度は、市政に関する意見等をオンブズパーソン（外部の学識者）が公正・中立的な立場で調査、簡易迅速に処理し、必要な場合には、市の機関に対して是正等の勧告や制度の改善を求める意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護と公正・透明な行政運営を図るものです。

また、制度施行後5年が経過した令和元年度には、これまでの運用状況等をもとに制度を見直し、令和2年度より見直し後の運用を行いました。

令和5年度のオンブズパーソン制度の運用状況として、オンブズパーソンは5件の意見等申立てについて調査し、事務局へは1件の相談が寄せられました。

今後も、この制度が市民の皆様にとってより良い制度となるよう、適正な運用に努めてまいります。

令和6年4月

三田市総務部総務課

## 2 三田市オンブズパーソン

(1) <sup>なかがわ</sup>中川 <sup>たけひさ</sup>丈久 (大学教授) 代表オンブズパーソン

(2) <sup>たけむら</sup>竹村 <sup>まさき</sup>正樹 (弁護士)

## 3 オンブズパーソン制度の運用状況

### (1) オンブズパーソン制度についての問合せ

#### ア 内容別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 意見等申立ての相談	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
② 制度に関する質問	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
③ 制度に対する意見・批判	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3

#### イ 方法別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 電話	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
② 窓口	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
③ メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3

### (2) オンブズパーソンへの意見等の申立て

#### ア 方法別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 持参	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
② 郵送	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
③ 電子メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ ファクシミリ	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
月別計	0	1	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	5

イ 対象機関別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①市民病院総務課	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
②地域医療推進課	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
③消防本部総務課	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
④道路河川課	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
月別計	0	1	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	5

ウ 面談件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
意見等申立てを受けての面談	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	2	1	7
調査実施	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	5

エ 処理結果別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①申立ての趣旨に沿ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(勧告・意見表明)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
②申立ての趣旨に一部沿ったもの	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
(勧告・意見表明)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
③申立ての趣旨に沿えなかったもの	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
④調査しない事項に該当したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤継続中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	2	5

### (3) オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧

#### ア 令和5年度申立て第1号

申 立 日	令和5年5月30日
申立ての趣旨	三田市民病院の給食を院内調理に戻すことを求めるもの
担 当	竹村オンブズパーソン
面 談	令和5年7月5日（14時00分～14時45分）
市の所管課	市民病院総務課
事情聴取	令和5年7月5日（15時00分～15時30分）
結 果	申し立ての主旨に一部沿ったもの
結果通知日	令和5年8月31日

#### イ 令和5年度申立て第2号

申 立 日	令和5年8月27日
申立ての趣旨	市職員の地方公務員法または公職選挙法違反の可能性がある行為に対し厳正な措置をもって望むとともに、法令順守及び服務規律の確保徹底を求めるもの
担 当	竹村オンブズパーソン
面 談	申立人の希望により実施なし
市の所管課	総合政策部地域医療推進室地域医療推進課
事情聴取	令和5年10月30日（16時00分～16時30分）
結 果	申し立ての主旨に沿えなかったもの
結果通知日	令和5年11月30日

#### ウ 令和5年度申立て第3号

申 立 日	令和5年9月7日
申立ての趣旨	三田市の療養休暇制度一般の運用が不十分であるため、是正を求めるもの
担 当	中川オンブズパーソン
面 談	令和5年12月12日（14時30分～15時00分）
市の所管課	消防本部総務課
事情聴取	令和5年10月17日（14時00分～15時00分）
結 果	申し立ての主旨に一部沿ったもの
結果通知日	令和6年1月31日

#### ア 令和5年度申立て第4号

申 立 日	令和5年12月1日
-------	-----------

申立ての趣旨	地方公務員法に違反する可能性がある三田市民病院の医師 59 人が「再編統合しない場合は退職の可能性」と市長に伝えた行為及び三田市民病院の医師が職務専念義務のある日時の他院での外来診療行為について、法令遵守及び服務規律の確保徹底を求めるもの
担 当	中川オンブズパーソン
面 談	申立人の希望により実施なし
市の所管課	市民病院総務課
事情聴取	令和6年2月5日（16時30分～17時00分） 令和6年3月25日（16時40分～17時10分）
結 果	申立ての趣旨に沿えなかったもの
結果通知日	令和6年3月28日

#### ア 令和5年度申立て第5号

申 立 日	令和6年12月27日
申立ての趣旨	虚偽の書類を作成し内内で処理する行為は公務員として許されないため、今後このようなことが起こらないような措置を求めるもの
担 当	竹村オンブズパーソン
面 談	令和6年2月9日（10時15分～10時45分）
市の所管課	道路河川課
事情聴取	令和6年2月9日（11時00分～11時30分）
結 果	申立ての趣旨に一部沿ったもの
結果通知日	令和6年3月27日

#### (4) オンブズパーソンの自己の発意に基づく調査

件数0件

## 4 処理事例

### (1) 令和5年度申立て第1号調査結果（申立ての趣旨に一部沿ったもの）

意見等申立ての趣旨	三田市民病院の入院患者の治療食でもある給食の質の低下が著しい。質の低下は院内調理から外部業者委託に変更された後であるから、院内調理に戻すべきである。
調 査 の 結 果	1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。 (1) 申立人は、本件の申立て理由として、次の点を意見等申立書に記載している。

三田市議会で地産地消が討議されたのに、実態は、中国産の冷凍野菜で占められ、肉は鶏肉ばかり、魚は冷凍のみで、利益の追求優先になっている。また、味も一定でなく、不味く、粗末な食事であることで、患者の快復を阻害している。令和7年までの給食業者との長期契約は、その間の食事治療を無視。市は、厨房を修理して院内調理に戻すべきである。

(2) さらに、(1)に掲げる事項をもとに、申立人との面談で聴取した本件申立ての趣意を補足すると次のとおりである。

- ・院内調理当時よりも給食の質が低下している点は、おかずの量が少なく米飯が多いこと、味が美味しくないこと、見た目がよくないこと等である。
- ・申立人が、申立人の知人から聞いただけではなく、実母が入院中に現認した。このほか、申立人が病院利用者から聴取した意見を見ても申立人と同様の評価、意見が多い。
- ・抗がん剤治療を受けている知人から、おかずのにおいがまじりあって、食欲が減退し、残す人が多いと聞いた。食事を加熱する際に、まじりあうのだと思われる。食欲を減退させるものであって、治療の目的を果たさない。
- ・フルーツ類は缶のものと思われる。院内調理当時は、新鮮なフルーツが提供されていた。
- ・入院患者の健康に関わることなので、食欲がそそられる内容に、何とかして近づけてほしい。

2 1に掲げる申立人の主張について、市民病院総務課に事情聴取して確認したところは、次のとおりである（提供を受けた資料によって確認した事項を含む。）。

(1) 市民病院の調理業務を委託方式に変更した理由

- ・変則勤務のため、調理員の確保、定着が困難であったこと
- ・施設の老朽化が著しく、大規模なリニューアルが必要なこと、コストがかかること、市民病院再編が検討されている中で大規模投資の判断が困難であったこと、等

(2) 調理方法等

- ・クイック・チルド方式。西宮市内で調理され、専用カートに入った冷蔵状態で到着し、加熱して提供。盛り付けの手間も不要。
- ・事業として採用している会社は数社存在する。本件導入時に入札したのは1社のみであった。
- ・同様のシステムを導入している自治体病院の例はほかにもある。

(3) 評価について

- ・ご飯が固く量が多い、盛り付けや味の濃さにばらつきがある等の意見があることは承知している。委託業者とは随時協議し、見直しも行っている。
- ・病院で実施したアンケート（嗜好調査）結果によると、外部委託後、食事に不満を持つと答えた利用者の比率が増加している。

調査年月日	よい	普通	不満
R 1. 10. 1 7	44	49	7
R 2. 11. 1 6	45	51	4
R 3. 6. 25	43	38	19
R 4. 6. 29	41	38	21

(注) 給食の外部委託化は令和3年4月から

3 市の機関から事情を聴取し、確認した点も含め検討した結果、オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

(1) 検討

ア 申立人の主張について

味覚には個人差があるので、客観的な評価は困難である。病院が実施した嗜好調査結果を見ても、「よい」、または「普通」と回答している利用者数が不満と答えた利用者数を上回っている。

さらに、申立人が指摘する「地産地消」については、市の取り組みとして推進されるべきであるとしても、必ずしも病院で提供

される食事について適用が求められるものではない。病院食として求められるカロリー計算や栄養バランス等を適正に行う必要性からも、地元産食材を中心に 365 日間継続して調理するのは現実的ではない。

もともと、申立人が提出した資料のうち、実際の食事を撮影した食事内容を見ると、院内調理していた当時の内容と比較して、少なくとも見栄えの点で質が低下しているようである。アンケート結果で「不満」と回答した利用者の数が大きく増加していることからすると、味の面でも、以前の方が多くの利用者にとって満足できる内容であったと推測できる。

#### イ 病院側の説明について

人員確保が困難なことやコストの問題は、見直しの理由としては合理的である。大規模な修繕を直ちに行うことが困難な事情も理解できる。

病院としても利用者の意見を継続的に聴取しており、委託業者と協議して随時見直しを図っている。

### (2) 結論

#### ア 今後の方向性

以上のとおり、院内調理から外部委託に切り替えたこと自体については理由があり、当面、院外調理を継続することはやむを得ないと考えられる。

もともと、食事内容について不満を持つ利用者が院内調理当時との比較で増加しているのは事実であるから、できる範囲で改善することが望まれる。

イ 例えば、少なくとも長期入院の利用者に対しては、こどもの日や敬老の日等特別な日に手作り感のある行事食を提供するなど、食事の中に楽しみを見いだせる機会づくりを検討してはどうか。

ウ また、申立人が主張する地産地消の取り組みについては、例えば、栄養士が監修し、年間数回、季節の三田産野菜等をメニューに加える日を設けることを検討してはどうか。

エ いずれも財政的な裏付けが必要なので、直ちに実施できるもの

	ではないとしても、申立人の問題意識にはうなずけるものがあるので、病院におかれては市民病院見直しの方向性いかに関わらず、できる範囲で改善策を検討されたい。
備 考	

(2) 令和5年度申立て第2号調査結果（申立ての趣旨に沿えなかったもの）

意見等申立ての趣旨	<p>令和5年7月の三田市長選挙の最大の争点は、三田市民病院の再編統合問題であった。その直前、三田市民病院吉川医師のインタビュー記事を内容とするチラシが、令和5年5月1日号市広報に折り込まれて全戸配布された。当該チラシの内容は「再編統合への賛成」「将来の再編統合を約束されて集まってきている」「再編統合しなければ退職する」との内容であった。当該チラシに関し、吉川医師、院長はじめ市職員である医師は、法律ないし服務規律に違反している可能性がある。地方公務員法、公職選挙法に抵触する可能性があり、仮に抵触しないとしても上記の規律に違反している可能性がある。この場合は、厳正な措置をもって望むとともに、法令順守及び服務規律の確保を徹底するべきである。</p>
調査の結果	<p>1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>(1) 申立人は、本件の申立て理由として、次の点を意見等申立書に記載している。</p> <p>地方公務員は、行政の中立的運営とこれに対する市民の信頼確保の要請から、政治的行為が制限され、地位利用による選挙運動は刑罰をもって禁止されている。また、形式的に法令違反とならない場合であっても、市職員は、市民から見て公務の中立的運営に疑念を招き、市民の信頼を損なうことがないように留意しなければならない。</p> <p>申立人は、本件チラシの内容に鑑み、関与した医師らが法律ないし服務規律に違反する可能性を指摘する。</p> <p>(2) なお、今回、申立人の要請に応じ、申立人との面談は実施しなかった。</p> <p>2 1に掲げる申立人の主張について、総合政策部未来戦略室地域医療推進課に事情聴取して確認したところは、次のとおりである。</p> <p>(1) 事実確認</p> <p>三田市民病院の再編統合の必要性やその背景についての市民理解の促進を図るために、三田市民病院医師にインタビューを行い、</p>

その内容をチラシとして全戸配布（令和5年5月1日号市広報に折込み）するとともに、YouTubeで動画配信（令和5年4月27日公開）を行った。

(2) 法的課題に対する検討

住民投票に関する条例制定を求める直接請求の期間中の取組となるため、弁護士に対して意見照会し、法的課題の検討を行った。

まず、地方公務員法第36条第2項への抵触については、本取組は、三田市民病院の再編統合の必要性やその背景についての市民理解の促進を図るために行うものであり、特定の地方公共団体の執行機関を支持する目的をもって行うものではないため、地方公務員法第36条第2項には抵触しないとの見解であった。

また、公職選挙法第136条の2第1項及び第2項への抵触については、公職選挙法第136条の2第1項で規定されている選挙運動とは、「特定の候補者に得票を得させるのに必要、有利な行為を自らの判断に基づくなどして積極的、主体的に行うもの」と解せられるところ、本取組は、三田市民病院の再編統合の必要性やその背景についての市民理解の促進を図るために行ったものであり、選挙運動には該当しないと考えられ、また、本取組は、公職の候補者になろうとするものを支持する目的をもってする行為にも該当しないため、公職選挙法第136条の2第1項及び第2項には抵触しないとの見解であった。

このような法的課題に対する検討を行ったうえで、本件チラシの配布を企画実施した。

3 市の機関から事情を聴取し、確認した点も含め検討した結果、オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

(2) 検討

ア 市の担当課は、三田市民病院の統合再編に関して、平成30年3月15日から令和5年1月1日までの間、21回にわたって市の広報誌に再編統合の必要性を訴える記事を掲載した。また、本件チラシに先立ち、令和5年3月1日にチラシを配布した。同チラシには、「断らない救急から断らざるを得ない救急へ その理由は医師の確保が困難になるから」との表現があり、また、頭を抱える医師のイメージ写真が添えられるなど、啓発を目的としたチラシとしては、比較的インパクトの強いものである。

	<p>イ 本件チラシは、従前の市広報誌での広報や3月のチラシに続いて全戸配布されたものである。内容は再編統合を進めるものであるが、そのこと自体は政治的行為とは言い難く、地方公務員法第36条第2項への抵触が問題になるとは考えられない。</p> <p>ウ もっとも、令和5年7月の三田市長選挙の重要な争点の一つが三田市民病院の再編統合問題であったことは明らかであるから、本件チラシの内容が、選挙での争点と全く無関係であったと言うことはできない。もっとも、市の担当課が事前に確認した通り、本件チラシの趣旨からは、公職選挙法第136条の2第1項及び第2項に直ちに抵触するとは言えない。また、本件チラシの趣旨内容は、選挙直前にはじめて広報されたのではなく、平成30年3月ころから継続的に行われていたことからすれば、インパクトの強さは一般的な啓発チラシと比較して強いことを考慮しても、ことさら選挙のタイミングに合わせて発行されたと断定することもできない。</p> <p>エ さらに、インタビューに応じた医師らとしては、客観的な事情をもとに医師としての考えを述べたものであるから、公職の候補者になろうとするものを支持する目的をもってインタビューに応じたものとも考えることもできない。</p> <p>むしろ、地域医療の維持発展のために、客観的な事情に基づき市民に対して必要な情報を説明することは、市職員である医師の良心に沿った行為である。</p> <p>(2) 結論</p> <p>以上のことからすれば、本件チラシに関し、吉川医師、院長はじめ市職員である医師が、地方公務員法ないし公職選挙法に違反する行為を行ったとは言えず、また、服務規律に違反する行為であったとも言えない。</p>
備 考	

### (3) 令和5年度申立て第3号調査結果（申立ての趣旨に一部沿ったもの）

意見等申立ての趣旨	三田市職員の中に、給与の支給を受けながら療養休暇を取得しているに
-----------	----------------------------------

	<p>も関わらず、療養に専念せず、旅行などをして過ごしている者がいることについて</p>
<p>調 査 の 結 果</p>	<p>1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>(1) 申立人は、本件の申立て理由として、三田市職員の中に、給与の支給を受けながら療養休暇を取得しているにも関わらず療養に専念せず、旅行などをして過ごしている者がいるが、これは療養休暇の不正取得に該当し、法令違反にあたりと指摘している。</p> <p>(2) 上記(1)の申立て理由のうち、申立人の指摘した職員に法令違反（療養休暇の不正取得）があったか否かという個別の人事案件の処理については担当部署が検討するべきものであり、現に担当部署にもこの申立の趣旨は届いているため、オンブズパーソンの職務上、意見をしないこととする。他方で、本件申立てには、三田市における療養休暇制度一般の運用に不十分などところがあるのではないかという指摘をする面がある。そこで、こちらの側面をオンブズパーソンとして取りあげることとした。</p> <p>(3) 申立人との面談で、上記(2)の方針について異議がない旨を確認した。</p> <p>2 1に掲げる申立人の主張に関して、市の機関である消防本部総務課及び市全体の運用についての参考人として市人事課に対し事情聴取を行い、療養休暇制度の運用を確認したところは、次のとおりである。</p> <p>(1) 制度の概要について</p> <p>市の制度として、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和35年三田市条例第30号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、療養休暇の取得は最大90日までであり、90日を経過しても療養が必要で復職できない場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第28条第2項第1号の規定に基づき休職処分とすることができる（休職処分1年目は給与の80%が支給され、2年目からは支給されない）。また、療養休暇90日と次の療養休暇90日の間に1年間の職場復帰を挟めば、結果として給与を全額受け取りながら、療養休暇をとり続けることができる。</p> <p>(2) 医師の診断書による休暇の要否判断について</p>

休暇取得が認められるためには、医師の診断書の提出が必要である（条例第9条「私傷病による療養休暇を受けようとするときは、医師の診断書を提出しなければならない。」）。また、条例第10条第1項は、「職員が私傷病にかかった場合において、任命権者は医師の証明等に基づいて、特に療養を要すると認定したときは、その療養期間中は療養休暇を与える。」とあり、申請者がかかりつけ医の診断書を提出すれば、所属長が診断書を確認し、休暇の要否を判断する。医療的専門性をもった者による診断書の確認や、休暇の要否判断が行われているわけではない。その結果、医師の診断書が提出されれば、ほぼ自動的に休暇取得を認める運用がされていると評価せざるを得ない。

(3) 休暇を取得する職員への指示について

精神的不調を理由に、療養休暇を取得する職員に対し、休暇中をどう過ごすかについて、なんら指示はされていない。これは、療養休暇を取得した職員が療養に専念することは当然であるという前提に基づいた運用であると思われる。

3 市の機関から事情を聴取し、その他関係資料を確認した点も含め検討した結果、オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

(3) はじめに

三田市における療養休暇の制度は、身体的又は精神的な不調のある職員が、これを取得して療養に専念し、職場に復帰するためのものである。療養休暇中も給与は全額支払われる（90日まで取得可能）ことから、濫用を防ぐべく、真に休暇を必要とする者のみが取得できる運用とすることが必要であることは言うまでもない。

しかし現状では、申立てのような事案が生じてもおかしくない状況であり、もしも療養休暇制度が悪用されているという懸念が市民に抱かれるならば、真に療養休暇を必要とする職員が取得しづらくなるという本末転倒な状況が生まれかねないところである。

(2) そこでオンブズパーソンとして、療養休暇制度の運用の仕方について、消防本部に限らず、全市的に統一的な指針を設けること、その指針を三田市条例やガイドライン等として制度化することを提案する。また、統一的方針の内容として、たとえば次のような項目を含めることが考えられる。

ア 療養休暇を認めるにあたっては、所属長が診断書を理解する専門性を有しないことに鑑み、療養休暇の取得を求める職員が提出する診断書において、病名の記載だけでなく、なぜその療養期間が必要と診断されたのか、また、療養休暇が必要なのは一日を通してなのか半日ずつでよいのかなどについての意見の記載を求めること（単に、通院加療した、休養が必要等と記載するだけでは足りない）、またこれとは別に、市が指定する一定範囲の医師による診断も受けさせること（セカンド・オピニオンを得させること）ができる制度上の手当をしておくこと。

とくに、療養休暇の取得が常態化している（療養休暇の定期的再取得を長年継続するなどの）職員については、再取得の際に、人事担当職員や外部カウンセラーなどが面談をおこなって、真に必要な状態にあるかを確認することができる制度上の手当をしておくこと。

イ 療養休暇の取得を認める際には、人事権者が、療養休暇中は療養に専念する旨の指示をすること（必要に応じて、職務命令として指示を発することも考えられる）。

指示においては、療養に専念することの具体的な意味を説明する（たとえば旅行は気分転換のために奨励されるのか、むしろしてはならないのか、ドライブは精神疾患上してはならないのか、それとも日常生活として構わないのかなど、職員の症状や治療方針、生活習慣に応じて具体的に説明することが望ましい）とともに、定期的に療養生活や療養経過について、療養目的に反しない合理的な方法で人事権者に報告するよう求めること。

指示を職務命令として行った場合に、それに違反する場合は、懲戒処分の検討を行うこと。

ウ 療養休暇の取得を長年にわたって繰り返し、今後の恒常的な職場復帰が見込めない可能性を察知した場合は、本人の療養態度の真摯さ、本人が実施可能な業務の存否などについて慎重な検討を経たうえで、必要に応じて、分限処分を含む適切な対応策をとること。

備	考	
---	---	--

(4) 令和5年度申立て第4号調査結果（申立の趣旨に沿えなかったもの）

意見等申立ての趣旨	<p>①三田市民病院の医師 59 人が「再編統合しない場合は退職の可能性」と市長に伝えたことについて②三田市民病院の循環器内科の医師が、職務専念義務のある日時に他院で外来診療を行っていることについて</p>
調査の結果	<p>1 はじめに</p> <p>(1) 申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>申立人は、①三田市民病院の医師 59 人が「再編統合しない場合は退職の可能性」を記した書面（以下、「本件書面」という。）を市長に渡したことについて、これが地方公務員法第 37 条第 1 項（争議行為等の禁止）に違反しているのではないかと指摘している。また、②三田市民病院の循環器内科の医師が、職務専念義務のある日時に他院で外来診療を行っていること（2023 年 8 月、にしき記念病院で A 医師が、同年 10 月に B 医師が、他病院において外来診療に従事していること。以下、「本件従事行為」という。）が、地方公務員法第 35 条（職務に専念する義務）に違反しているのではないかと指摘している。</p> <p>このうち、①について本件書面に関わった医師らに適用されるのは、地方公務員法第 37 条第 1 項（争議行為等の禁止）ではなく、地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項（争議行為の禁止）である。三田市民病院は地方公営企業法第 2 条第 2 項にいう「病院事業」を行う施設であり、同法第 36 条は、「企業職員の労働関係については、地方公営企業等の労働関係に関する法律……の定めるところによる」と定めているからである。地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項は「職員及び組合は、地方公営企業等に対して同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない」と定める。</p> <p>そこで、以下では、地方公務員法第 37 条第 1 項（争議行為等の禁止）を、地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項（争議行為の禁止）に置き換えて検討する。</p>

(2) 申立人はオンブズパーソンとの面談を望まないとのことであった。

(3) オンブズパーソンは、三田市民病院長、同事務局長、同総務課長と面談して事実関係を確認のうえ、以下のとおり判断した。

## 2 ①に掲げる申立人の主張について

(1) 事実認定：本件書面が市長に渡った経緯

オンブズパーソンとして、次のとおり認定する。

市長は就任後すぐの令和5年8月8日に三田市民病院長と面談し、市長選挙時の公約であった病院統合方針の撤回について現場の様子等を聴き取った。病院長は、地域医療の現状と地域医療を守るために今後どうあるべきか等を伝えるとともに、医師（有志）から預かっていた本件書面を市長に手渡した。その際病院長は、この書面は病院として組織決定をした書面ではないこと、しかし医師の有志から率直な気持ちを述べた書面として市長にお渡しくださいと依頼されたことを説明した。

オンブズパーソンにおいて本件書面を確認したところ、宛名が「三田市長 田村克也 様」、作成名義が「三田市民病院 医師有志一同」であり、文末が「2023年8月 三田市民病院医師有志一同」とあり、その後に賛同した医師の氏名一覧が記載されている。以上から、本件書面は、三田市民病院における有志医師らが、病院統合方針の撤回を公約とした田村市長の当選が確定した令和5年7月23日より後で、市長の手に渡った同年8月8日までの間に作成されたものとみられる。なお、本件書面において、有志医師ら自身の退職可能性を具体的に示唆する記述は見られない。

また、病院長及び事務局長からの聴き取りによれば、本件書面は、病院統合の白紙撤回を公約とする市長の当選の一報により、病院の将来に危機感を強めた市民病院の多くの医師が、自分たちの意見を新市長に届けたいと考えて作成した書面である。医師らの上司は病院長であるが、病院長も医師らと同じ考えであるから、違う考えをもつと思われた新市長を名宛人として作成したものである。そして病院長は、

市長に地域医療の現状と地域医療を守るために今後どうあるべきか等を伝えた後に、医師（有志）が、自分たちの声を市長に直接伝えたいという思いを受けて本件書面を手渡したものである。

その後、病院統合の白紙撤回公約を見直すこととした市長は、議会においてこの面談について触れ、「私が市長就任後、直ちに市民病院の現状把握等を行った結果、現在の小児科の診療体制では、救急はもとより、このままでは産科の対応も困難となり、市民病院での出産ができなくなる状況になりつつあること。」と述べている。

なお、市長の上記の議会発言を契機として、本件書面（市長が保有する書面）について、同年8月24日に三田市条例に基づく情報公開請求があり、実施機関にあたる市長は、当該文書が同条例2条第2号にいう公文書に該当するとしうえで、三田市の組織内部での協議に関する情報と位置付け、同条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）として、本件書面の大部分を不開示とした。この不開示決定をするにあたり、実施機関は、本件書面が勤務医から病院長に託された書面である以上、市が事務業務の必要上保管するものであるとして同条例2条第2号にいう公文書性が肯定されたものと解される。このことは、本件書面が病院として組織決定されたものではないとする病院長の認識となんら矛盾するものではないことを付言する。

#### (2)検討：地方公営企業等労働関係法第11条第1項違反の有無

以上の事実認定に基づき、地方公営企業等労働関係法第11条第1項違反の有無を検討する。

市長が病院長に令和5年8月8日の面談を求めたのは、医療現場の状況把握のためであった。その面談において病院長は、病院の再編統合に関するこれまでの経緯や病院の現状について病院の管理者たる立場で説明した後、医師（有志）の作成した本件書面を市長に手渡した。以上の経緯からすると、本件書面を提出した行為は、市長が病院の現状を把握するのに役立つ行為であり、病院長が上司の市長に対し、現場医師の危機感を説明するという病院管理者の職務遂行の一環として行ったものと見られる。それゆえいずれの病院関係者について

も、なんら法令上、そして公務員倫理上の問題があるとは考えられない。

申立人は、医師 59 名が退職をほのめかす本件書面を作成したこと、それを病院長に託したこと、病院長が面談を求められた市長に本件書面を手渡したこと（そのすべてまたはいずれか）が、地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項（争議行為の禁止）に違反すると主張する。しかしながら、以上の事実関係において、地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項にいう「職員及び組合は、地方公営企業等に対して同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。」という規律に反する行為があったと認定できるものはない。

念のため、三田市民病院総務課に、本件書面が病院長から市長に手渡された前後の時期（具体的には市長選のあった令和 5 年 7 月 23 日から市長が病院統合を進める旨を市議会で表明した 11 月 24 日）について、三田市民病院のすべての医師について、その勤務状態を確認させたところ、医師勤務表及び病院事務局で把握するクレーム記録からは、市民病院再編統合計画の白紙撤回を求めるために勤務時間に勤務に従事しなかった事実はなく、この時期の病院の運営は通常通りであった。

以上から、地方公営企業等労働関係法第 11 条第 1 項にいう「地方公営企業等」すなわち三田市民病院に対する「同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する一切の行為」に該当する行為はなかったと結論する。

### 3 ②に掲げる申立人の主張について

#### (1)事実認定：本件従事行為の経緯

オンブズパーソンとして、次のとおり認定する。

三田市民病院は他の病院との間に、委託契約により医師を派遣する仕組みを採用している。病院間で派遣の契約書を締結し、それぞれが本務先の病院の職務上の指示に基づき他病院で勤務するという仕組みである。この委託契約により他病院に派遣された場合、医師は三田

市民病院の職務として、派遣先病院にて診察業務を行う。

このような病院間の医師派遣は、医師偏在対策として厚労省の通知（医政地発 0329 第 3 号、同第 6 号）にかかる「医師確保計画策定ガイドライン」よっても求められており、兵庫県内においても広く行われている。三田市民病院の場合、直近の時期であれば、令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月までの委託概要は、派遣医師数（延べ）154 人、派遣先病院数は 5 施設であった。

地域の小規模医院においては、医師の不足により診療体制が確立できず、外部機関等から定期的な医師の招聘を要する状況の診療科があり、お互いの派遣要望、派遣承諾により成り立っているという実情がある。三田市民病院も、同病院から外部病院に派遣する診療科もあれば、逆に、派遣依頼により外部病院から当院に招聘している診療科もあるという状態である。

委託契約による他病院への医師派遣が行われた場合は、派遣先病院から三田市民病院への派遣医師業務従事確認書、及び派遣された医師から三田市民病院に特殊勤務報告書が提出される。申立人が指摘した A 医師、B 医師の診察業務についても、こうした確認書及び報告書があり、委託契約による派遣医師としての診察であったことが確認された。

#### (2)検討：地方公務員法第 35 条違反の有無

以上に認定したとおり、A 医師、B 医師はいずれも本務先である三田市民病院の職務上の指示に基づいて、他の医院で勤務したものである。

よって、地方公務員法第 35 条にいう「その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」という規律になんら反していないと結論する。

#### 4 結論

以上から、オンブズパーソンとしては、①及び②いずれについても、

	申立に理由はないと結論する。
	以上
備	考

(5) 令和5年度申立て第5号調査結果（申立の趣旨に一部沿ったもの）

意見等申立ての趣旨	虚偽の書類を作成し内内で処理する行為は公務員として許されない。今後、このようなことが起こらないように改善してほしい。
調査の結果	<p>1 意見等申立ての理由等</p> <p>(1) 申立人は意見等申立書に本件の申立て理由として「令和5年4月26日付で道路河川課作成の書類を市議員より入手したが、内容が事実とは異なるので説明を求めたが回答が得られなかった。話し合いをしてもかみ合わず8月16日を最後に全く話し合いの場が持たれていない。こちらからの質問に全く回答が無い状況なので、きちんと回答を書面でいただきたい。」と記載している。</p> <p>(2) 申立人が「事実とは異なる」とするのは、平成29年10月22日の台風で街路樹が倒れ、当時申立人の父親が居住していた建物のフェンスが損傷したことに関する経緯等である。申立人が指摘する点は複数ある。主な内容として、①同年10月23日に市の職員と対面した者が申立人であるのに、上記書類には亡くなった申立人の母の名が記載されていること、②申立人が市に倒木を知らせる電話を掛けた時刻が10月23日早朝であるのに22日夜間と記載されていること、③10月23日の午後4時ころ、倒木を見に来て申立人と会話を交わしたのは造園業者1名だけであったのに、書類には市の職員と造園業者が来たと記載されていることである。また、申立人は、④10月23日午後4時ころに交わしたとされる会話の内容も事実と異なるとの主張である。</p> <p>2 令和5年4月26日付書類</p> <p>(1) 申立人が「令和5年4月26日付」と指摘する書類は、作成日は明らかではないものの、申立人の依頼を受けた市議員が市に事情を照会した後、市の機関である道路河川課の上位組織である地域整備室</p>

が経緯等を整理して作成した資料の一部（第4項、第5項）である。

申立人は、同書類を、市議員を通じて入手した。

(2) 同書類には、平成29年10月22日の台風で申立人の父親が居住していた建物に近接する街路樹が倒れ、同建物のフェンスが損傷を受けたことに関して、当時申立人と話をしたとする道路河川課職員及び造園業者から聞き取った内容として、市の職員が倒木の事実を知った経緯、申立人と面会した際の申立人に対する説明概要等が記載されている。

(3) 同書類には事実と異なる記載がある。明らかな点は2点ある。第一に、市の職員と対面した者が事実は申立人であったのに、当時他界していた申立人の母親を指す姓が記載されていることである。また、申立人が市に電話をした時刻は10月23日の午前9時であったが同書類には同月22日の夜間と記載されていることである。

他方、市の職員ないし造園業者が申立人と交わした会話内容について事実を明らかにすることは本調査の中ではできなかった。

### 3 本件調査の範囲

(1) 本件意見等申立において申立人が問題とするところは、主に、①市の職員が虚偽の書面を作成したこと、②申立人に対して不誠実な対応をしていることの2点である。

(2) このうち②は、本件倒木による建物フェンス損壊への対応に加えて申立人と対面した際の職員の口ぶり、態度、対応処理のスピード感などを含むが、基本的にはフェンス損壊の法的責任の所在に関するものである。

(3) この点に関する申立人の主張の概要は、「当時、市の担当課の委託業者が申立人に対して、損壊したフェンスを「全面的に」交換すると告げたため、申立人としてはフェンス全体を新設する適正な工事を行ったと認識していた。しかし、実際は新設工事を行っていないばかりか修繕に不備があった。申立人は令和5年3月になって初めてその事実を知った。市議会議員を通じて市の担当課に説明を求めたが、市の担当課職員の対応に誠意が見られない。」というものである。

(4) 市が、市の民事上の責任を否定する以上、申立人との主張の溝が

埋まることは期待しがたい。よって、この点に関する話し合いの継続は事実上困難であって、最終的な解決は司法判断によるしかない。

(5) よって本件調査の主な対象は①に限定する。

#### 4 地域整備室及び道路河川課に対する事情聴取

聞き取った要点は次のとおりである。なお、以下は、主に申立人と対面した（申立人はこの点を否定）と述べる道路河川課の職員Aのものである。

- ・申立人から電話を受けた時刻は平成29年10月23日の午前9時であった。22日の夜間の電話は、申立人の近所の方からのものと思われる。

- ・23日に申立人から電話を受けた職員の氏名は特定できなかった。

- ・台風被害は10月22日の深夜から発生した。市内で200本を超える倒木があった。電話は100件を超えた。

- ・申立人が指摘する書類は市議員の照会を受けて急遽取りまとめたものであった。虚偽の記載をする意図は一切なかったが、事実と異なる記載がある点は認める。書面に当時亡くなっていた申立人の母の性を記載したのは表札から思い込んでしまったため。この点は申立人に謝罪した。

- ・10月23日の午後4時ころ、職員Aと造園業者が申立人と面会した。この点は申立人の記憶と異なるが、職員Aは明確に記憶している。

- ・台風により街路樹が倒れて民家のフェンスを壊したことについて、市から保険会社に問合せをした。天災のため保険適用外になるとのことであった。

- ・フェンス修理について交わした会話内容（市の保険適用外であること、お困りだと思うのである程度の補修は可能であること、色を合わせることはできないこと等）は記憶通りである。

#### 5 オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。

##### (1) 検討方法

本件での「虚偽」の意味合いは、故意で事実（真実）でないことを事実（真実）として記載した文書を作成することである。同書類には、明らかに事実ではない内容の記載があるが、故意でなければ内容が虚

偽と言うことはできない。

本件で問題になっている書類の「虚偽」を問題とするにあたり、同書類を作成した地域整備室職員と、同職員からの聞き取りに応じた道路河川課職員とに分けて検討する。

(2) 文書書類作成者について

ア 同書類を作成したのは地域整備室の職員Bである。職員Bには、電話を受けた時刻や申立人の氏名等について嘘の記載をする動機は考えられない。少なくとも明らかに事実と異なる2点については、職員Bが故意に事実と異なる記載をしたとは考えられない。

イ 申立人と交わしたとされるフェンス修理に関する会話内容のうち、市の保険適用外でフェンス補償が難しいと説明したとの記載については、保険適用外であること自体の真偽は別として、あえて虚偽の記載をする理由がないから、虚偽とは考えられない。

ウ フェンス修理に関する会話内容のうち、保険適用外であること以外の部分は市にとって有利な内容である。一般論としては虚偽内容を記載する動機が全く無いとは言えない。

しかし、同書類を作成した職員Bに虚偽の内容の文書を作成する具体的な動機があるとは考えにくい。市会議員の照会を受けて、急遽当時の事情を知る職員ないし造園業者に対して聞き取りをし、聞き取った内容を記載したと考える方が自然である。

(3) 聞き取りに応じた職員について

ア 聞き取りに応じたのは、道路河川課の職員Aである。平成29年10月22日の深夜に発生した台風被害による街路樹の倒木は、市内で200本以上に上り、同職員は非常に多忙であった。また、倒木は広い範囲で発生したので同職員は多数の市民と対面したと考えられる。そうすると、当時、対面した人市民の氏名や場所、時間等について記憶違いがあってもやむを得なかったと考えられる。

当時の間違った記憶に基づき、令和5年4月に至って急遽聞き取りを受けたのだから、明らかに事実と異なる点（申立人の氏名、時刻）があるとしても、その説明が故意によるものとは考えられない。

イ フェンス修理に関する申立人への説明内容のうち、市の保険適用

外でフェンス補償が難しいと言ったことについては、市の担当課が保険会社から受けたとする回答内容（保険適用外であること）について虚偽の発言をすることは考えられず、また、倒木処理を担当した職員としては保険会社からの回答は重要なことであったことを理解していたはずであるから記憶違いをする可能性は低い。造園業者も保険関係の取り扱いを知っていたと考えるのが自然である。よって、少なくとも何者か（市の説明では職員A）が保険会社の回答にそって、申立人に対して保険適用外であるとの趣旨を述べたことは、事実であったと考えられる。もっとも、申立人が当時市の意図する趣旨とは異なる理解をした可能性はある。

ウ 他方、フェンス修理に関する会話内容のうち、保険適用外であること以外の部分については、一般論としては市に有利な内容なので虚偽の動機はあるとはいえるものの、本件で、あえて虚偽内容を職員Bに対して口頭説明する具体的動機は考えにくい。

そうすると、同書類のうち、職員Bに対して述べたとされる内容は、仮に事実と異なる発言があったとしても、故意による虚偽とは考えにくい。

エ もっとも、実際の発言内容（「市によるフェンス補償はしないと明確に述べたのかどうか、述べたとして市の具体的発言内容」）は、職員Aが一言一句正確に記憶していると考えの方がむしろ不自然である。今となっては確認のしようがない。

そして他方、職員A（申立人は否認）あるいは造園業者の説明について、申立人が当時市の意図する趣旨とは異なる理解をした可能性はある。

## (2) 結論

ア 本調査の範囲では、「虚偽の書類を作成」したと直ちに判断することはできない。

イ もっとも、申立人の説明は一貫しており、矛盾もないように思われる。そうすると、当時、市内で大量に発生した街路樹倒木処理を行う中で、市の職員あるいは造園業者が申立人に行った説明について、市の趣旨と、申立人の理解に食い違いがあったことが、本件の

	<p>根本原因であると思われる。</p> <p>ウ 本件フェンス修理の責任の所在については、最終的には法的な紛争処理によって解決するほかないと思われるが、こうしたケースを今後事前に予防する方策については準備検討しておくのが望ましいように思われる。例えば、同様の倒木被害が出た際、補償に係る市の対応について、市の広報で告知するなどである。</p> <p>エ また、申立人は、台風被害当時の市の職員の対応に加えて、令和5年4月以降の問い合わせに対して担当部局から迅速・丁寧な説明がなかった点を問題としている。担当部局としては、平成29年当時に説明を尽くしたと認識していると思われるが、回答までやや時間を要したことは否めない。</p> <p>仮に市の対応に問題がないとしても、対応に時間を要することで市民の誤解を招くことや不満を高めることはある。こうしたことを防ぐため、多忙な中でも市民対応において一層の誠実さをもって対応するよう努められたい。</p>
備 考	

### 三田市オンブズパーソン条例

〔平成25年12月24日  
三田市条例第41号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）第42条第3項の規定に基づき、本市（以下「市」という。）に設置する三田市オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）の職務、意見等（意見、要望、苦情等をいう。以下同じ。）の申立て手続その他必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 オンブズパーソンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為であって、次の各号に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は現に判決、裁決等を求め係争中の事項
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条、第98条第2項、第199条第6項、第242条及び第243条の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく求めに対し、監査委員が既に監査を実施し、又は現に監査を実施している事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項
- (5) オンブズパーソンの行為に関する事項
- (6) この条例に基づき既に意見等の処理が終了している事項  
（職務）

第3条 オンブズパーソンの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第10条の規定により申し立てられた意見等（以下「申立てに係る意見等」という。）を調査し、簡易迅速に処理すること。
- (2) 前号の申立てに係る意見等を端緒として、自己の発意に基づき取り上げた事案（以下「自己の発意に基づく事案」という。）を調査すること。
- (3) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案について、市の機関に対し非違の是正又は改善のため必要な措置（以下「是正等の措置」という。）を講ずるよう勧告すること。
- (4) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の原因が制度そのものに起因すると認める場合において、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 第3号の規定による勧告又は前号の規定による意見の表明の内容を公表すること。  
（オンブズパーソンの責務）

第4条 オンブズパーソンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行するとともに、市政に関して広く情報収集に努めなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（市の機関の責務）

第5条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めなければならない。

2 市の機関は、オンブズパーソンから第14条に規定する調査結果の通知を受けたときは、誠実かつ適切に対応しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民その他この制度を利用する者は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

(組織等)

第7条 オンブズパーソンは、2人とし、そのうち1人を代表オンブズパーソンとする。

2 オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 オンブズパーソンの任期は、3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 オンブズパーソンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。

(兼職等の禁止)

第8条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(解嘱)

第9条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合又は前条各項の規定に反する場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

2 オンブズパーソンは、前項に規定する場合を除くほか、在任中、その意に反して解嘱されることはない。

(意見等の申立て)

第10条 市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について利害関係を有する者(次条第2項に該当する場合を含む。)は、オンブズパーソンに対し、意見等を申し立てることができる。

2 前項の規定による意見等の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、オンブズパーソンが書面によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 意見等を申し立てようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 意見等の申立ての趣旨及び理由並びに意見等の申立ての原因となった事実のあった年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 意見等の申立ては、代理人により行うことができる。

(意見等の調査)

第11条 オンブズパーソンは、意見等の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該意見等を調査しない。

- (1) 第2条に規定するオンブズパーソンの所管する事項でないとき。
- (2) 意見等の申立てをした者（以下「意見等申立人」という。）が、意見等の申立ての原因となった事実について利害を有しないとき。
- (3) 意見等の内容が、意見等の申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 虚偽その他正当な理由がないと認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが相当でないと認めるとき。

2 オンブズパーソンは、前項第2号に該当するときであっても、市民の権利利益の擁護を図るため必要があると認めるときは、市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について調査することができる。

（調査の通知等）

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案を調査する場合は、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、前条第1項の規定により調査しないときは、意見等申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を開始した後においても、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止することができる。

- (1) 第11条第1項各号に該当することが判明したとき。
- (2) その他調査を継続し難い相当な事由が生じたとき。

4 オンブズパーソンは、前項の規定により申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を中止したときは、理由を付してその旨を、申立てに係る意見等にあつては意見等申立人及び第1項の規定により通知した市の機関に、自己の発意に基づく事案にあつては同項の規定により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。

（調査の方法等）

第13条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対し、質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼することができる。

4 オンブズパーソンは、規則で定める標準処理期間内に調査を終えるよう努めるものとする。

（調査結果の通知）

第14条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を終了

したとき（第12条第3項の規定に該当する場合を除く。）は、その結果を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものに速やかに通知しなければならない。

(1) 申立てに係る意見等 意見等申立人及び第12条第1項の規定により通知した市の機関

(2) 自己の発意に基づく事案 第12条第1項の規定により通知した市の機関

（勧告及び意見表明等）

第15条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し当該制度の改善を求めるための意見の表明をすることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について第1項の規定により勧告し、又は前項の規定により意見の表明をしたときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

（勧告及び意見表明の尊重）

第16条 前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

（報告等）

第17条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明をしたときは、当該勧告又は意見の表明をした市の機関に対し、その是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置又は制度の改善の状況について報告するものとする。この場合において、是正等の措置又は制度の改善を講ずることができない特別の理由があるときは、理由を付してオンブズパーソンに報告しなければならない。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について前項の規定による報告があったときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

（公表）

第18条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見の表明をしたとき又は前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものとする。

2 オンブズパーソンは、前項の規定により公表を行うときは、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

（事務局）

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理させるため、規則で定めるところにより事務局を置く。

(活動状況の報告)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、規則で定めるところによりその活動状況について市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(この条例の見直し)

第21条 市長は、この条例の施行状況を把握し、5年ごとに検証しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の1年前の日以後にあった事実に係る意見等について適用し、施行日の1年前の日前にあった事実に係る意見等については、適用しない。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表保育所嘱託医の部の次に次のように加える。

オンブズパーソン	日額 45,000円
----------	------------

(三田市まちづくり基本条例の一部改正)

4 三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「別に条例で定めます。」を「三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号）で定めるところによります。」に改める。

付 則（令和2年条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 三田市オンブズパーソン条例施行規則

〔平成26年2月12日  
三田市規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(代表オンブズパーソン)

第3条 条例第7条第1項に規定する代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンの互選により定める。

2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンに関する事務を統括する。

3 代表オンブズパーソンに事故があるとき又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、他のオンブズパーソンがその職務を代理する。

(オンブズパーソン会議)

第4条 次の各号に掲げる事項を協議するため、オンブズパーソン会議を設ける。

(1) オンブズパーソンの職務執行の方針に関すること。

(2) オンブズパーソンの活動状況の報告に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、オンブズパーソンの協議により必要と認める事項

2 オンブズパーソン会議は、代表オンブズパーソンが招集し、その議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、オンブズパーソン会議の運営に関し必要な事項は、代表オンブズパーソンがオンブズパーソン会議に諮って定める。

(特別な利害関係にある企業等)

第5条 条例第8条第2項に規定する市と特別な利害関係にある企業その他の団体とは、主として市に対し請負をするものをいう。

(意見等の申立て)

第6条 条例第10条第2項本文に規定する意見等の申立ては、意見等申立書により行うものとする。

2 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、他の制度への手続の有無に関する事項及び代理人に関する事項とする。

(正当な理由)

第7条 条例第11条第1項第3号ただし書に規定する正当な理由があるときとは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 意見等の申立てに係る事実が極めて秘密のうちに行われ、1年を経過した後初めて明らかにされたとき。

- (2) 天災地変等による交通の途絶により、申立期間を経過したとき。
- (3) 意見等の申立てに係る事実が継続しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、オンブズパーソンが正当な理由があると認めるとき。

(調査実施の通知)

第8条 条例第12条第1項に規定する市の機関に対する通知は、調査実施通知書により行うものとする。

(意見等について調査しない旨の通知)

第9条 条例第12条第2項に規定する意見等申立人に対する通知は、意見等について調査をしない旨の通知書により行うものとする。

(調査中止の通知)

第10条 条例第12条第4項に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査中止通知書により行うものとする。

(身分証明書の携帯等)

第11条 オンブズパーソンは、条例第13条に規定する調査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人等に提示するものとする。

(調査の標準処理期間)

第12条 条例第13条第4項に規定する規則で定める標準処理期間は、2箇月とする。

- 2 前項の期間内に調査を終わらない事項については、2箇月を経過するごとに意見等申立人及び市の機関に経過を報告するものとする。

(調査結果の通知)

第13条 条例第14条に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査結果通知書により行うものとする。

(勧告及び意見表明の通知)

第14条 条例第15条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、勧告・意見表明通知書により行うものとする。

(報告等)

第15条 条例第17条第2項に規定する報告は、是正等措置・制度改善等状況報告書により行うものとする。

- 2 条例第17条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、是正等措置・制度改善等状況通知書により行うものとする。

(公表)

第16条 条例第18条に規定する勧告、意見の表明又は報告の内容の公表は、市広報紙、市ホームページへの掲載により行うものとする。

(オンブズパーソン事務局)

第17条 条例第19条の規定により、広聴主管課にオンブズパーソンの事務局を置き、その庶務を処理するものとする。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 条例第20条に規定する市長への活動状況の報告は、年度ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 意見等の申立ての件数、内容及び処理の状況
- (2) 自己の発意に基づく事案の調査の件数、内容及び処理の状況
- (3) 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 第16条の規定は、活動状況の報告の公表について準用する。

(様式)

第19条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。